

# 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

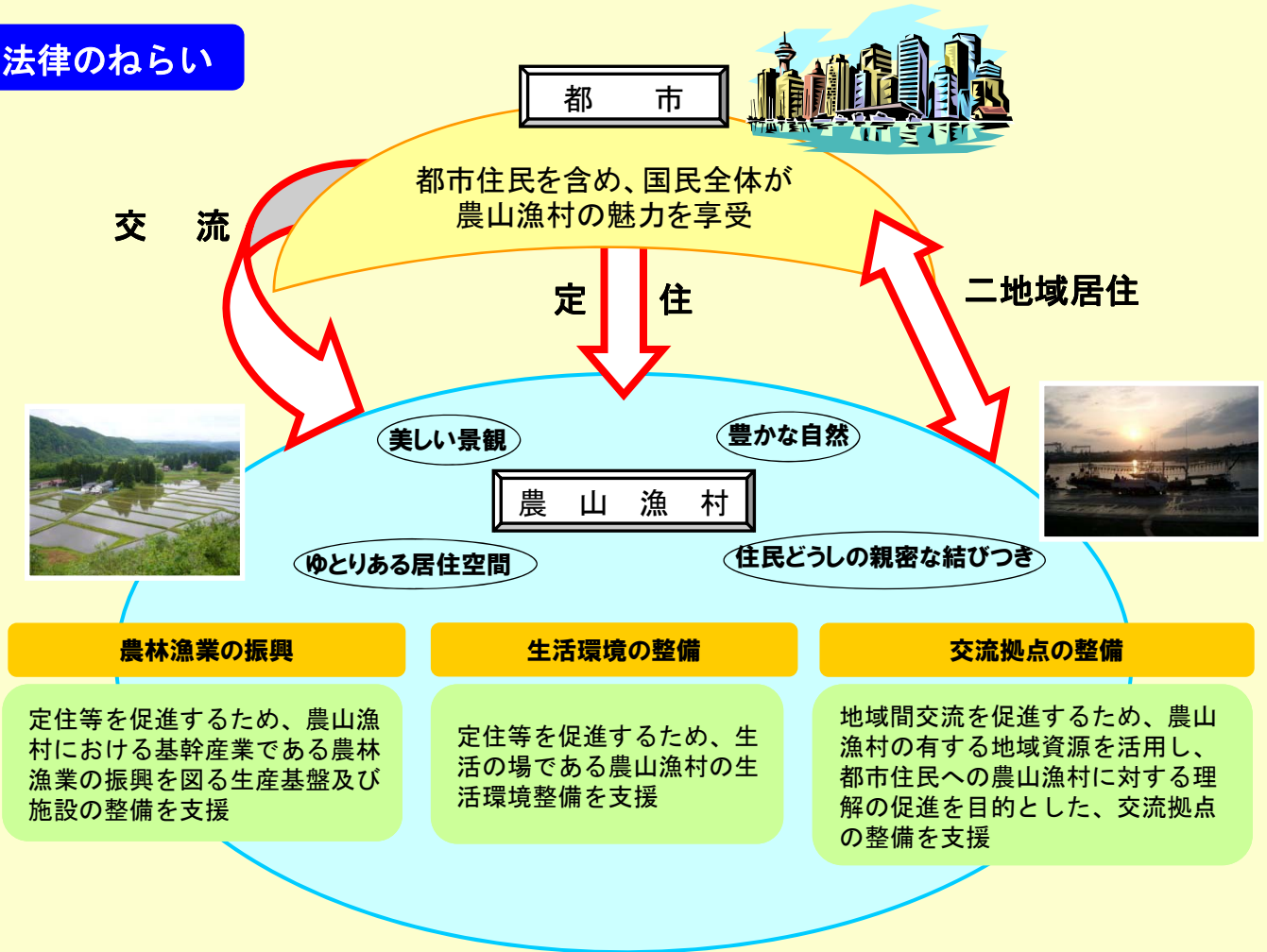
～農山漁村の活性化に向けて～



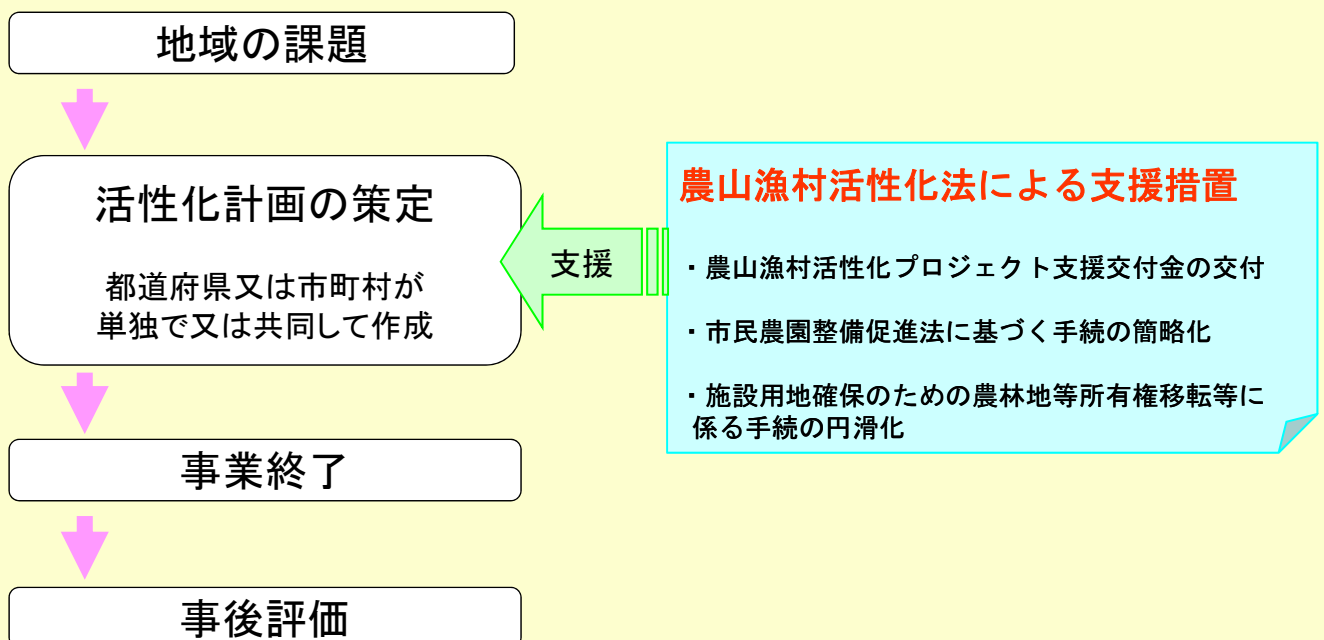
# 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律

農山漁村における居住者、滞在者を増やすという新たな視点からの対策を推進するため、地域が行う取組に対して、交付金の交付や施設用地の円滑な確保等の法律上の特例措置をもって総合的に支援するものです。

## 法律のねらい



## 制度のながれ



# 活性化計画の策定

- 農林漁業の振興等による定住等の促進とともに、都市住民の農林漁業体験等による地域間交流の促進等により、農山漁村の活性化を目指すための計画です。
- 地方公共団体が、地域の現状に応じて、幅広い関係者の意見を取り入れながら、地域の知恵と工夫を活かして作成します。

## 農山漁村を巡る状況と活性化計画が目指す農山漁村の姿

### 【農山漁村地域の活力低下】

- 地域人口は大幅な減少の見込み
- これまでの地域産業では農山漁村の労働力吸収は困難
- 生活環境の格差

### 【国民の関心の高まり】

- 都市にはない魅力を認識
- 団塊の世代、20代の若者が特に高い関心
- 農山漁村における過ごし方のニーズは多種多様

これらを踏まえ、定住や二地域居住、地域間交流の促進により、農山漁村の居住者・滞在者を増やすための対策が必要

- 農山漁村の有する魅力を高め、国民が多様なライフスタイルを実現する農山漁村づくり
- 農林漁業が健全に展開され、これらを核とした地域の発展

特別な景勝地や名跡がなくとも、美しい山河や田園風景といった通常の農山漁村が有する地域資源が活性化に向けた大きな力となります。

活性化計画の作成の過程で、このような地域資源について再認識するとともに、その活用方向について、地域の関係者の共通認識を醸成することが重要です。

## 活性化計画の事例

### 現状と課題

基幹産業である農林業の衰退、高齢化の急激な進行により、地域の活力が低下。

一番の魅力である自然を最大限活かした「人も産業も元気なまちづくり」をコンセプトに、交流人口の増加を目指した活性化計画を策定

### 取組の内容

- ①豊かな自然を活用した体験交流  
都市部の町人会、県の東京事務所等とも連携し、広域的な広報活動を展開し、リピーターの創出を図る。
- ②地域資源を生かした体験交流  
廃校を活用し、地元料理や農作業を体験できる交流拠点を整備。  
体験指導員等に高齢者等を活用。



(廃校を活用した交流拠点) (高齢者が指導員として活躍) (子どもの体験交流活動)

### 現状と課題

1島1町の小さな島で地理的ハンディキャップは大きく、過疎化・少子高齢化が進み、地域の活力が低下。

町行財政の見直しと新たな産業創出の強力な推進による、「守りと攻め」の両面作戦で交流人口及び農水産物の販売量の増を目指した活性化計画を策定。

### 取組の内容

- ①地域特産物の加工・出荷施設の整備  
地域の特産物である干しナマコ、いわがきの加工施設を整備し、都市部や海外に向けた出荷体制の整備を図る。
- ②交流・U・Iターンの促進  
体験型定置網や農産物の加工体験・料理教室などによる都市農山漁村交流の推進。  
U・Iターン者のための新規就業者技術習得管理施設の整備。



(いわがき加工施設) (廃校を活用した加工体験施設)

# 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

## 交付金の概要

地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援します。

### <特徴>

- 「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」において、市町村等が作成する活性化計画の目標達成の重要な手段として位置づけ。
- 農・林・水の縦割りなく施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援。
- 都道府県に加え、市町村への直接補助が可能となり、市町村の自主性・主体性が発揮。
- 対象施設間の予算流用や年度間融通により、地域の実情に合わせた整備が可能。
- ワンストップ窓口による手続き事務の簡略化。
- 地域の創意工夫による独自の提案メニューも支援。

事業名	主なメニュー
<b>(1)生産基盤及び施設の整備</b>	
基盤整備	○農業用排水施設 ○暗きょ排水 ○客土 ○区画整理 ○農用地保全 ○土地改良施設保全 ○林道・作業道
生産機械施設	○新規作物導入支援施設 ○育苗施設 ○農林水産物運搬施設 ○営農飲雑用水施設 ○特用林産物生産施設 ○種苗生産・蓄養施設
処理加工・集出荷貯蔵施設	○農林水産物処理加工施設 ○乾燥調整貯蔵施設 ○農林水産物集出荷貯蔵施設
新規就業者技術習得管理施設	○新規就農者技術習得管理施設 ○林業技術研修施設
<b>(2)生活環境施設の整備</b>	
簡易給水施設	○簡易給・排水施設
防災安全施設	○防災安全施設
農山漁村定住促進施設	○農山漁村定住促進施設
<b>(3)地域間交流拠点の整備</b>	
地域資源活用総合交流促進施設	○都市農山漁村総合交流促進施設 ○廃校・廃屋等改修交流施設 ○農林水産物直売施設 ○地域資源活用交流促進施設
農林漁業体験施設	○農林漁業体験施設
自然環境等活用交流学習施設	○農山漁村体験施設 ○自然環境保全・活用施設
<b>(4)その他</b>	
	○遊休農地解消支援 ○自然・資源活用施設
<b>(5)(1)から(4)の事業と一体となって実施する事業事務</b>	
	○創意工夫発揮事業

### <交付先等>

1. 交付先:都道府県、市町村
2. 事業実施主体:都道府県、市町村、土地改良区、水産業協同組合、森林組合  
農業協同組合、NPO法人、農林水産業者等の組織する団体等
3. 交付率:定額  
ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、1/2、5.5/10  
4.5/10、4/10、1/3（沖縄県2/3、8/10）（奄美6/10、5.2/10）以内

# 「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」活用事例及び効果イメージ



## 都市

- ・団塊の世代の大量退職
- ・心の豊かさの重視

- ・情報不足の解消
- ・人的ネットワーク不足の解消
- ・活用施設の不足の解消



## 農山漁村

- ・活力の低下
- ・暮らしやすさ、過ごしやすさ

交付金を活用した整備

事業の効果

- ・都市住民等の一時的・短期的滞在

農林水産物直売施設



農林漁家所得の向上

農産物加工体験施設



雇用の創出

## 交流

木材加工実習施設



林業への関心の醸成

教養文化・知識習得施設



漁業・漁村の伝統文化の伝承

廃校・廃屋等改修交流施設(案内所)



伝統行事における交流促進

- ・年に1～3ヶ月程度の滞在
- ・平日は都会、休日は農山漁村

廃校・廃屋等活用施設



農山漁村での休日滞在

## 二地域間居住

子ども達の農山漁村体験受け入れ拠点施設



子ども達への教育活動、地域の活性化

滞在型市民農園



農業体験による地域への関心

農山漁村への理解の増進

IJUターンへの可能性

- ・移住、IJUターン
- ・既地域住民の定住

簡易排水施設



快適な生活環境づくり

## 定住

簡易給水施設



快適な生活環境づくり

新規就農者技術習得管理施設



IJUターンの支援

農業集落道



基盤整備と併せ行う生活環境の整備

## 地域活性化に資する基礎づくり(生産基盤及び施設の整備等)

農林水産処理加工施設(米粉)



暗きょ排水



農林水産物集出荷貯蔵施設



農業用用水路



育苗生産・蓄養殖施設(ホタテ)



特用林産物生産施設(シイタケ)



林道・作業道



# 「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を活用するには

## 活性化計画を作成する

○都道府県又は市町村が単独で又は共同して作成

・記載事項(①～③は必須、④⑤は該当する場合)

①活性化計画の目標及び計画期間

②活性化計画の区域

③事業に関する事項

(市町村名、地区名、事業名、事業実施主体、交付金充当希望の有無)

④市民農園に関する事項

⑤農林地所有権移転等促進事業に関する事項

広報誌等で  
公表

農林水産  
大臣  
に提出  
(沖縄は沖縄総合  
事務局長を経由)

### 添付書類

- ・交付対象事業別概要
- ・事前点検シート

## 添付書類記載事項等

### ・交付対象事業別概要

・主な記載事項

- ①交付対象事業により達成される活性化計画の目標  
(事業活用活性化計画目標)
- ②事業活用活性化計画目標設定の考え方
- ③交付対象事業の内容
- ④年度別事業実施計画 等

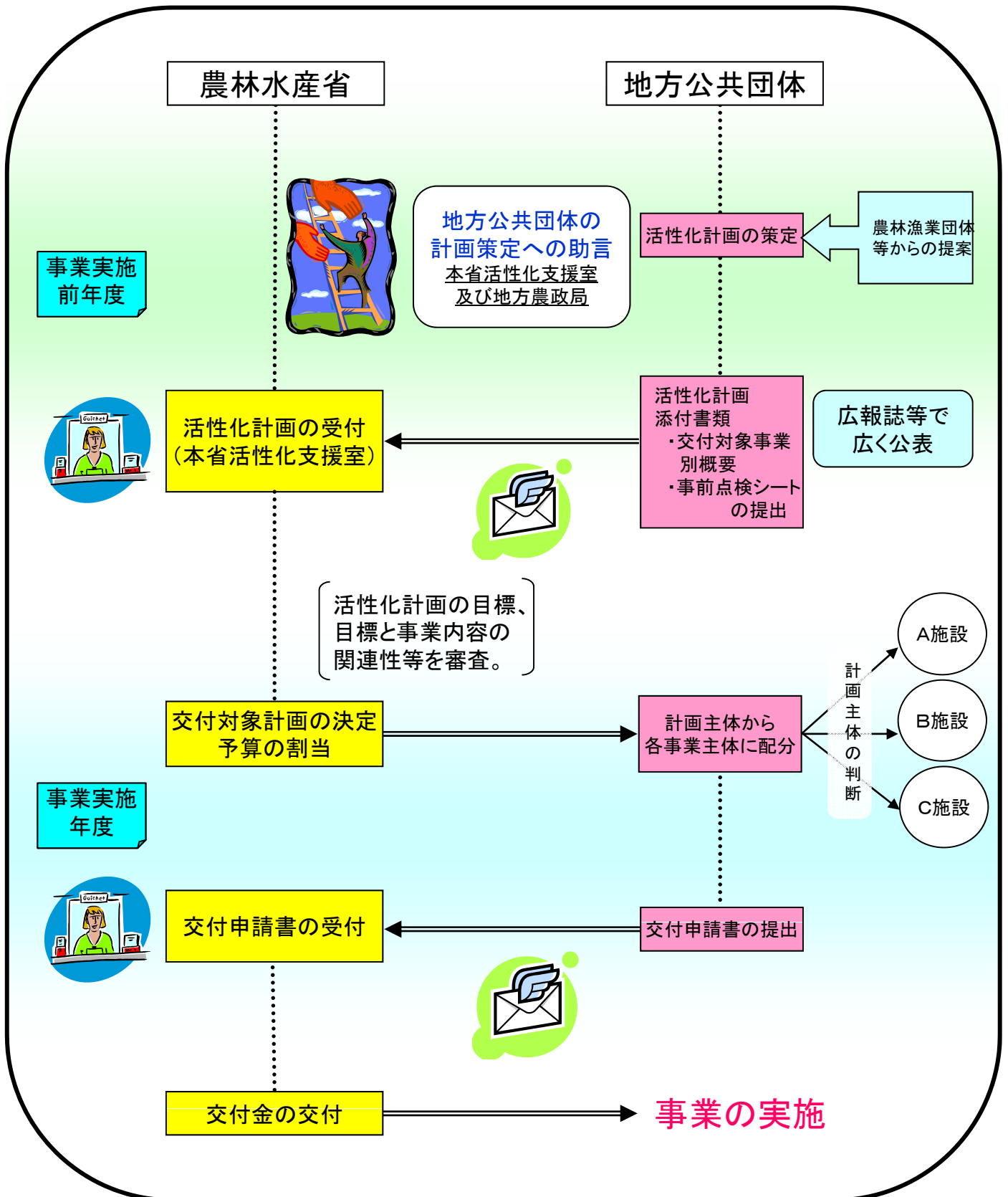
### ・事前点検シート

・点検事項

- ①計画全体について  
☆活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標が法律及び基本方針と適合しているか。  
☆事業の推進体制は整備されているか 等
- ②個別事業について  
☆事業による効果の発現は確実に見込まれるか  
☆個人に対する交付ではないか、また目的外使用の恐れがないか 等

詳細については、ホームページに掲載するガイドライン※、実施要領をご覧ください。また、巻末に記載している相談窓口へお問い合わせください。

# 「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」の交付手続き



\* 活性化計画の提出は初年度のみです。  
 その後は、毎年度2月15日までに交付金年度別事業実施計画書を提出してください。

# このパンフレットに関するお問い合わせ先は

農政局等	窓 口	連絡先
東北農政局	農村計画部 農村振興課	電話) 022-261-6734 FAX) 022-715-8217
関東農政局	農村計画部 農村振興課	電話) 048-740-0115 FAX) 048-740-0082
北陸農政局	農村計画部 農村振興課	電話) 076-232-4531 FAX) 076-263-0256
東海農政局	農村計画部 農村振興課	電話) 052-746-6430 FAX) 052-220-1681
近畿農政局	農村計画部 農村振興課	電話) 075-414-9050 FAX) 075-451-3965
中国四国農政局	農村計画部 農村振興課	電話) 086-224-9416 FAX) 086-227-6659
九州農政局	農村計画部 農村振興課	電話) 096-211-9657 FAX) 096-211-9812
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部 土地改良課	電話) 098-866-1652 FAX) 098-860-1194
農林水産省	農山漁村地域活性化支援室 (農村振興局農村整備官活性化支援班)	電話) 03-3501-0814 FAX) 03-3591-6624

農山漁村の活性化に向けた情報については、ホームページでもご覧いただけます。

農山漁村活性化のページ

<http://www.maff.go.jp/j/kasseika/index.htm>